

アイランド イン リシリ ISLAND INN RISHIRI

利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき次のとおり利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この利用規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条によりご宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。

また、この利用規則をお守りいただけないことにより結果生じた事故については、お客様に損害のご負担をいただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

【火災予防上お守りいただきたい事項】

- 客室内では暖房用・炊事用等の火器及びアイロン等をご使用なさらないでください。
- 火災の原因となりやすい場所（特にベッド内）での喫煙はなさらないでください。
- その他、火災の原因となるような行為をなさらないでください。

【保安上お守りいただきたい事項】

- ご滞在中にお部屋から出られる際には必ずお部屋の鍵をお持ちになり、施錠をご確認ください。
- ご在室中やご就寝のときはドアの内鍵、ドアガードをお掛けください。また、不審者の来訪に際しては、不用意にご開扉なさらずフロント（ダイヤル9）までご連絡ください。
- ご訪問客とのご面会は1階ロビーにてお願いいたします。

【貴重品、お預り品のお取り扱いについて】

- ご滞在中の現金、貴重品は客室内の金庫をご利用ください。前記金庫をご利用なさらずに現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については、賠償致しかねますのでご承知ください。
- お忘れ物、遺失物の処置は法令に基づいてお取扱いさせていただきます。
- お預り品の保管は1ヵ月とさせていただきます。

【お止めいただきたい行為】

- ホテル内に他のお客様の迷惑になる様なもの、特に犬・猫などのペット類、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他、法令で所持を禁じられているものを持ち込まないでください。
- とばくや風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になる様な言動はなさらないでください。
- 当ホテルの許可なく客室を営業行為など宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
- ホテル内の備品は、所定の場所、用途以外にご使用なさらないでください。施設、備品の現状を著しく変更してご利用なさらないでください。
- ホテルの外観を損なう様なものを窓側に陳列しないでください。
- ホテル内では許可なく広告、宣伝物の配布、物品の販売などをなさらないでください。

宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条 1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものいたします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものいたします。

【宿泊契約の申込み】

第2条 1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名 (2) 宿泊日及び到着予定時刻 (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (4) その他、当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理させていただきます。

【宿泊契約の成立等】

- 第3条 1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものいたします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではございません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還いたします。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものいたします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 第4条 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがございます。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱いたします。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条 当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがございます。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 災害、その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等へ優先的に客室を提供すべきことが現実に予定される等、前号に準ずる事由のあるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (5) 宿泊の申込みをする方、または宿泊しようとする方が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員または暴力団関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であると認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする方が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあると認められるとき。
- (8) 宿泊しようとする方が、他の宿泊客に危惧の念を抱かせ、安眠を妨害するなど著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき、または迷惑を及ぼすと認められたとき。
- (9) 宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっている方であると明らかに認められるとき。
- (10) 宿泊に関し、社会通念上相当な範囲を超えるサービス、その他の負担を求められたとき。
- (11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (12) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (13) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
- (14) 北海道旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。

《北海道旅館業法施行条例 第10条》

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。

【宿泊客の契約解除権】

第6条 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 宿泊客が前項により宿泊契約の全部または一部を解除した場合、当ホテルは別表2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。
3. 宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、当ホテルは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理する事がございます。

【当ホテルの契約解除権】

第7条 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがございます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者、その他の反社会的勢力と認められるとき。
- (3) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であると認められるとき。
- (4) 宿泊客が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあると認められるとき。
- (5) 宿泊客が、他の宿泊客に危惧の念を抱かせ、安眠を妨害するなど著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき、または迷惑を及ぼすと認められたとき。
- (6) 宿泊に関し、社会通念上相当な範囲を超えるサービス、その他の負担を求められたとき。
- (7) 宿泊客が、伝染性の疾病にかかっている方であると明らかに認められるとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (10) 宿泊する権利を譲渡し、または譲渡しようとしたとき。
- (11) 北海道旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。
- (12) 客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
- (13) 当ホテルの利用規則に違反したとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、前項(7)、(8)及び(9)の場合を除き、宿泊料金をお支払いいただきます。前項(7)、(8)及び(9)の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他、当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条 1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがございます。その場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
- (2) 超過6時間までは、室料金の50%
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

【利用規則の遵守】

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条 1. 当ホテルの主な施設の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内の館内案内等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等のサービス時間 ① 門限 ございません。 ② フロントサービス 6:30～21:30

(2) 飲食等サービス時間 レストランリンクルーズ 1階 朝食 7:00～9:00 夕食 18:00～21:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には変更することがございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

第12条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当ホテルの責任】

第13条 1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではございません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

3. 当ホテルは、宿泊客がインターネット接続などのコンピューター通信を利用されたことによって生じた機器の障害、ソフトウェアの障害、通信の成否等による障害については一切の責任を負いかねます。また、システムの障害や技術的問題によりご利用いただけなかったことや、通信の中断によって生じた損害についても一切の責任を負いかねます。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第14条 1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものといたします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当いたします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料をお支払いいたしません。

【寄託物の取扱い】

第15条 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品については、減失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償いたします。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償いたします。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により減失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償いたします。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償いたします。

【宿泊客の手荷物または携帯品の保管】

第16条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しいたします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合は、発見日を含め7日間当ホテルにて保管し、その後遺失物法の規定に基づき処理いたします。ただし、飲食物及び雑誌等、当ホテルが保管することが適当ではないと判断した物品については、当ホテルにて任意に処分させていただきます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものといたします。

【駐車責任】

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第18条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

■別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	内 訳	
	宿泊料金	①基本宿泊料(室料) ②サービス料(①×10%)
	追加料金	飲食物及びその他の利用料金
	税金	消費税、入湯税等

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

■別表第2 違約金(第6条第2項 関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数		不泊	当日	前日	3日前	7日前	14日前
		一般	14名まで	100%	100%	80%	50%
団体	15名～99名まで	100%	100%	80%	50%	50%	20%
	100名以上	100%	100%	80%	50%	50%	20%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率でございます。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受いたします。